特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
24	八尾市　後期高齢者医療事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八尾市は、後期高齢者医療事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

八尾市長

公表日

令和3年12月3日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療事務
②事務の概要	・高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、後期高齢者医療保険料の通知や納付相談等の収納業務、各種申請書の受付や保険証の再交付等の窓口業務といった後期高齢者を対象とした健康保険業務を実施している。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 （1） 後期高齢者医療保険料の収納に関すること。 （2） 後期高齢者医療保険料の督促及び滞納処分に関すること。 （3） 後期高齢者医療保険料の減免申請等の受付等に関すること。 （4） 後期高齢者医療に係る資格及び保険給付等に係る申請等の受付等に関すること。
③システムの名称	後期高齢者医療システム・番号連携サーバー・共通基盤システム・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
後期高齢者医療情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第一　59の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号　別表第二の80,82,83の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部　健康保険課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八尾市総務部総務課情報公開室 〒581-0003　大阪府八尾市本町一丁目1番1号 ℡　072-924-9861（直通）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八尾市健康福祉部健康保険課高齢者医療係 〒581-0003　大阪府八尾市本町一丁目1番1号 ℡　072-924-3997（直通）

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ　リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		**[　　]接続しない（入手）　[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部　健康保険課	健康まちづくり部　健康保険課	事後	
平成31年3月25日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	辻内　直樹	課長	事後	
平成31年3月25日	8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	八尾市健康福祉部健康保険課高齢者医療係	八尾市健康まちづくり部健康保険課高齢者医療係	事後	
平成31年3月25日	Ⅱ　いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成31年2月4日	事後	
平成31年3月25日	Ⅳ　リスク対策	ー	新規記載	事後	
令和2年7月31日	Ⅱ　いつ時点の計数か	平成31年2月4日	令和2年4月1日	事後	
令和3年7月29日	5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康まちづくり部　健康保険課	健康福祉部　健康保険課	事後	
令和3年7月29日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	八尾市総務部市政情報課情報公開室	八尾市総務部総務課情報公開室	事後	
令和3年7月29日	8. 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	八尾市健康まちづくり部健康保険課高齢者医療係	八尾市健康福祉部健康保険課高齢者医療係	事後	
令和3年12月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号　別表第二の80,82,83の項	番号法第19条第8号　別表第二の80,82,83の項	事後	